

令和3年第10回安芸市農業委員会定例会議事録

1. 開催日時 令和3年10月26日(火)午後1時30分から3時30分

2. 開催場所 安芸市役所 二階 会議室

3. 出席農業委員(13人)

会長	1番	内川 昭二
会長職務代理者	2番	野町 亜理
会長職務代理者	3番	大久保暢夫
	4番	川島 一義
	6番	野村 勉
	7番	樋口 なぎさ
	8番	西岡 秀輝
	9番	有澤 節子
	10番	福本 隆憲
	11番	西岡 大作
	12番	山内 芳幸
	13番	栗山 浩和
	14番	小松 豊喜

4. 欠席農業委員(1人)

5番 千光士伊勢男

5. 出席農地利用最適化推進委員(6人)

伊尾木	黒岩	榮之
川北	中平	秀一
土居	入交	大輔
井ノ口	小松	昌平
畑山	小松	光正
赤野	大野	實

6. 議事日程

報告第1号 農地法第3条の3届出について

議案第2号 非農地証明願について

議案第3号 農地法第3条許可申請について

議案第4号 農地法第5条第1項許可申請について

議案第5号 農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定について

報告第6号 農地中間管理事業法第18条第7項の農用地利用配分計画について

議案第7号 安芸(安芸市)農業振興地域整備計画における農用地利用計画変更(案)について

議案第 8 号 安芸市が定める「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の
変更について
その他

7. 農業委員会事務局職員

事務局長 大坪 浩久
事務局次長兼振興係長 長野 顕文
事務局農地係長 弘井 恭介

8. 会議の概要

議長 これより本日の会議を開きます。議事に入る前に事務局が諸般の報告をいたします。

事務局長 本日の出席状況を報告いたします。委員定数 14 人、出席者数 13 人であります。欠席委員は、5 番千光士伊勢男委員で、所用のため欠席との届出がございました。

次に事務の概要報告をいたします。

10 月 22 日に、安芸市担い手支援協議会幹事会が開催され、長野次長が出席しております。

10 月 25 日に、高知県農業会議常設審議会が高知市で開催され、弘井係長が出席しております。

以上で、事務の概要報告を終わります。

議長 本定例会の日程は、本日 1 日限りとしたと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしと認めます。よって本定例会の日程は本日 1 日と決定いたします。

会議規則第 21 条第 2 項の規定により、議事録署名委員に樋口なぎさ委員及び西岡秀輝委員を指名いたします。

それでは、報告第 1 号、農地法第 3 条の 3 届出について、事務局が説明をいたします。

事務局(長野) 議案書 1 ページになります。

報告第 1 号、農地法第 3 条の 3 届出についてですが、今回は 1 件届出が出ています。相続等で農地の権利を取得した者は、農地が所在する市町村の農業委員会に届出しなければならなくなっているものです。

権利取得者は議案書に記載のとおりです。届出地は、記載のとおり古井の 12 筆で、面積は全部で 7,241㎡です。

相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はございません。

以上でございます。

議長 ただいまの報告第1号について、質問、意見等がございましたらお願いします。

(発言等なし)

議長 質問、意見等がないようでしたら、これは、報告案件ですので、了解していただきたいと思います。

続きまして、議案第2号、非農地証明願についてを議題とし、事務局が説明いたします。

事務局（弘井） 議案第2号、非農地証明願について説明いたします。議案書は2ページをご覧ください。

申請番号1番、申請人、申請地は議案書記載のとおりで、登記簿地目は田、面積は1,259㎡となっております。

所在地の地図は3ページに掲載しております。グオ高知安芸店の東側のある農地です。現地の写真をお配りいたしますので、ご確認ください。

こちらは競売により所有者が変更となった農地で、申請人は非農地化した状況がわからないとのことで、安芸市税務課が発行した、現況地目が雑種地と認定され15年以上経過しているとの証明が提出されています。安芸市農業委員会の非農地証明書発行基準である15年以上を経過していて、非農地の証明が可能であると判断いたします。

現地につきましては10月13日に川島一義委員、野村勉委員、渡辺禎宏委員に確認していただきました。

次に、申請番号2番、申請人、申請地は議案書記載のとおりで、登記簿地目は田及び畑、面積は全部で2,177㎡となっております。

所在地の地図は4ページに掲載しております。林道大磯線から小川川の方に降りていったところにある農地です。現地の写真をお配りいたしますので、ご確認ください。

こちらは50年程前にスギ、ヒノキを植林し山林となり現在に至っております。申請地に生えている木の状況を確認し、安芸市農業委員会の非農地証明書発行基準である15年以上を経過していて、非農地の証明が可能であると判断いたします。

現地につきましては10月15日に内川昭二会長、有澤節子委員、有澤光喜委員に確認していただきました。

以上で説明を終わります。

議長 現地確認委員の報告を申請番号1番は川島一義委員、野村勉委員、申請番号2番は有澤節子委員、お願いします。

4番川島委員 10月13日に弘井君と野村勉委員と渡辺禎宏委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

6番野村委員 10月13日に弘井君と川島一義委員と渡辺禎宏委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

9番有澤委員 10月15日に弘井君と内川昭二会長と有澤光喜委員と確認してき

ました。説明どおり間違いありません。

議長

それでは、審議をお願いします。

(発言等なし)

議長

他になければ、採決いたします。議案第2号、非農地証明願については、申請どおり認定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

はい、全員賛成です。よって、議案第2号、非農地証明願については、申請どおり認定することに決定いたしました。

続きまして、議案第3号、農地法第3条許可申請についてを議題とし、事務局が説明いたします。

事務局(長野)

議案第3号、農地法第3条許可申請について説明いたします。

議案書は5ページです。

申請番号1番と2番は譲受人が同一なので一緒に説明させていただきます。

申請番号1番です。譲渡人、譲受人は議案書に記載のとおりで、申請地も記載のとおり井ノ口乙の18筆で、地目は田と畑で、面積は全部で13,009㎡です。

続きまして、申請番号2番です。譲渡人、譲受人は議案書に記載のとおりで、申請地も記載のとおり井ノ口乙の3筆で、地目は田で、面積は全部で2,308㎡です。

申請番号1番、2番共に使用貸借権の更新の申請で、ナス、水稻、ユズ等を栽培しております。所在地につきましては、7ページに地図がございます。

井ノ口山田集落の北及び南にある農地です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

農地法第3条第2項各号の判断につきましては、事前に送付しておりますA3サイズの農地法第3条の調査書に記載してあるとおりです。

これらのことから、本申請につきましては農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

なお、現地につきましては10月13日に大久保暢夫委員、小松昌平委員に確認していただきました。

申請番号3番です。譲渡人、譲受人は議案書に記載のとおりで、申請地も記載のとおり川北甲の2筆で、地目は田で、面積は1,165㎡です。

売買による所有権移転の申請でユズを作付する予定をしております。所在地につきましては、8ページの左に地図がございます。

川北の見谷川の北の谷沿いにある農地です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

農地法第3条第2項各号の判断につきましては、事前に送付しておりますA3サイズの農地法第3条の調査書に記載してあるとおりです。

なお、今回の申請地につきましては、写真で見てもらって分かる

と思いますが、現況が遊休農地でありますので、遊休農地復旧・解消計画を提出していただきました。その計画どおり作業を行い、遊休農地が解消され、令和7年からユズ等を作付する予定であります。それまでの間は、草刈等を行い、適切に管理していく予定です。

これらのことから、本申請につきましては農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

なお、現地につきましては10月14日に西岡秀輝委員、中平秀一委員に確認していただきました。

申請番号4番です。譲渡人、譲受人は議案書に記載のとおりで、申請地も記載のとおり赤野甲の1筆で、地目は田で、面積は935㎡です。

売買による所有権移転の申請で、野菜を作付する予定をしております。所在地につきましては、8ページの右に地図がございます。

赤野太夫屋地集落の西で、吉野池の南西にある赤野八流地区ほ場整備区域内に位置する農地です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

農地法第3条第2項各号の判断につきましては、事前に送付しておりますA3サイズの農地法第3条の調査書に記載してあるとおりです。

なお、今回の申請地につきましては、写真で見てもらって分かると思いますが、現況が遊休農地でありますので、遊休農地復旧・解消計画を提出していただきました。その計画どおり作業を行い、遊休農地が解消され、令和4年4月に野菜を作付する予定であります。

これらのことから、本申請につきましては農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

なお、現地につきましては10月8日に野町亜理委員、大野實委員に確認していただきました。

以上で説明を終わります。

議長 現地確認委員の報告を、申請番号1番、2番は大久保暢夫委員、申請番号3番は西岡秀輝委員、申請番号4番は野町亜理委員、お願いします。

3番大久保委員 10月13日に長野君と小松昌平委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

8番西岡委員 10月14日に弘井さんと中平秀一委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

2番野町委員 10月8日に長野さんと大野實委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

議長 それでは、審議をお願いします。

(発言等なし)

議長 別になければ、採決いたします。議案第3号、農地法第3条許可申請については原案どおり認め、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 はい、全員賛成です。よって議案第3号、農地法第3条許可申請は、原案どおり認め、許可することに決定いたしました。

続きまして、議案第4号、農地法第5条第1項許可申請についてを議題とし、事務局が説明をいたします。

事務局(弘井) 議案第4号の5条申請について説明いたします。

議案書は9ページをご覧ください。

申請番号1番、譲渡人、譲受人、申請地は議案書に記載のとおりで、川北乙で、地目は田、面積は499㎡、転用目的は個人住宅の建築です。

場所は10ページに地図を掲載しています。併せて現地の写真もお配りしますので、ご確認ください。場所は内原野の弁天池の南西にある農地となっております。現地確認については10月14日に西岡秀輝委員、中平秀一委員にさせていただいております。

次に農地転用許可基準についてですが、別紙のA3サイズの農地法第5条調査書でご説明いたします。

1の立地基準、農地性の判断ですが、こちらは、第1種農地であると判断しています。理由は、10ha以上の集団農地であるためです。

続きまして2の一般基準についてご説明いたします。

検討事項①の理由についてですが、譲受人は安芸市内の借家に夫と子ども2人の計4人で暮らしていますが、子育ての環境や将来の両親の介護のことなどを考え、実家近くに住宅建築の候補地を探していたところ、譲渡人(譲受人の父)から当該申請地を紹介されました。こちらは実家の隣で、子どもの面倒も見てもらいやすく、将来譲受人の両親の介護が必要となった時も安心であることから選定したものです。他に適した用地が無いとのことで、当該申請地を申請することがやむを得ないと認められます。

資力や信用につきましては、預金通帳の写し及び融資見込み証明書を確認し、資金面で問題はないと判断いたします。

遅滞なく転用が行われるかにつきましては、現地調査、申請書類の確認の結果、転用は確実にされると判断いたします。

計画面積の妥当性につきましては、土地利用計画図が提出されていて、個人住宅用地として転用面積が妥当であると判断いたします。

周辺農地への支障につきましてご説明します。当該申請地の北側は譲渡人所有の農地及びため池、南側は市道を挟んで同意のある農地、東側はため池、西側は宅地です。生活雑排水は浄化槽で処理後、南側の市道側溝へ、雨水も南側の市道側溝へ排水する計画です。排水については水利管理者である内原野農民組合から同意書が提出されております。これらのことから転用事業の実施による周辺農地への影響はないと判断します。

特定土地改良事業等関係につきましては、土地改良事業の施行地で

はありません。

申請地に係る土地と都市計画との関係につきましては、都市計画区域外となっています。

申請地に係る土地と農業振興地域整備計画との関係につきましては、農業振興地域内で、農用地区域外となっています。

総合意見といたしまして、現地調査、申請書類の確認の結果、転用計画は許可相当であると判断いたします。

以上です。

議長 現地確認委員の報告を、西岡秀輝委員、お願いします。

8番西岡委員 10月14日に弘井さんと中平秀一委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

議長 それでは、審議をお願いします。

(発言等なし)

議長 別になければ、採決いたします。議案第4号、農地法第5条第1項許可申請については原案どおり認め、進達することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 はい、全員賛成です。よって、議案第4号、農地法第5条第1項許可申請については原案どおり認め、進達することに決定いたしました。

続きまして、議案第5号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定についてを議題とし、事務局が説明をいたします。

事務局(長野) 議案第5号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定について説明いたします。議案書は11ページになります。

申請番号1番です。貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり栃ノ木の農地3筆で、地目は田で、面積は全部で805㎡です。ユズが作付されており、貸借期間は10年間で、賃借料は無償の条件で新規設定する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、15ページの左に地図がございます。栃ノ木公民館の南の方にある県道安芸物部線沿いの農地です。

申請番号2番です。貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり栃ノ木の農地1筆で、地目は田で、面積は740㎡です。ユズを作付する予定をしており、貸借期間は10年間で、賃借料は10,000円の条件で新規設定する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、15ページの右に地図がございます。栃ノ木東地集会所の南西にある県道安芸物部線沿いの農地です。

申請番号1番と2番は借受人が同じなので、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の判断につきましては一緒に行いますが、事前にお配りしていますA3サイズの農業経営基盤強化促進法に係る農用

地利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

申請番号3番です。貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり赤野乙の農地2筆で、地目は田で、面積は全部で1,388㎡です。

ナスを栽培しており、貸借期間は10年間で、賃借料は200,000円の条件で新規設定する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、16ページの左に地図がございます。赤野桜浜集落の北で、赤野川の北の道沿いにある農地です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の判断につきましては、事前にお配りしていますA3サイズの農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

申請番号4番です。貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり川北乙の農地1筆で、地目は田で、面積は1,666㎡です。

申請番号5番です。貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり川北乙の農地1筆で、地目は田で、面積は1,225㎡です。

申請番号6番です。貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり川北乙の農地2筆で、地目は田で、面積は全部で3,578㎡です。

申請番号4番から6番はそれぞれ、ショウガを作付けする予定をしており、貸借期間は1年間で、賃借料は10a当たり30,000円の条件で新規設定する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、16ページの右に地図がございます。江川向島地区ほ場整備区域内に位置する農地です。

申請番号4番から6番については借受人が同じなので、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の判断につきましては一緒に行いますが、事前にお配りしていますA3サイズの農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

申請番号7番です。貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり井ノ口甲の農地1筆で、地目は田で、面積は1,623㎡です。

水稻を栽培しており、貸借期間は1年間で、賃借料は10a当たり米1俵代の条件で更新する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、17ページの左に地図がございます。帯谷川の東で、僧津集落の西に隣接する農地です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の判断につきましては、事前にお配りしていますA3サイズの農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

申請番号8番です。貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地

も記載どおり井ノ口甲の農地1筆で、地目は田で、面積は1,944㎡です。水稲を作付する予定をしており、貸借期間は2年間で、賃借料は無償の条件で新規設定する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、17ページの右に地図がございます。井ノ口高台寺の県職員住宅の東にある井ノ口東岡本地区ほ場整備区域内の農地です。

申請番号9番です。貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり僧津の農地5筆で、地目は田で、面積は全部で2,477㎡です。ナスを作付する予定をしており、貸借期間は20年間で、賃借料は無償の条件で新規設定する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、18ページの左に地図がございます。ゆめファーム全農NEXTこうちの西にある県道高台寺川北線沿いの農地です。

申請番号8番と9番は借受人が同じなので、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の判断につきましては一緒に行いますが、事前にお配りしていますA3サイズの農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

次の申請番号10番と11番については、所有権移転の計画となります。

安芸市においては、売買する農地が農業振興地域内の農用地であり、なおかつ、譲受人が農業経営基盤強化促進法に係る農業経営改善計画を認定されたもの（認定農業者）である場合、農業経営基盤強化促進法に係る利用権設定等事業でも所有権移転ができます。なお、この農業経営基盤強化促進法で所有権移転する場合は、譲受人は登録免許税が2%から1%に減額になるほか、譲渡人も譲渡所得について800万円の特例控除を受けることができます。

申請番号10番です。譲渡人、譲受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり土居の農地5筆で、地目は田で、面積は全部で3,952.04㎡です。

水稲を作付けする予定をしており、800万円で売買をし、所有権の移転をする計画です。

申請番号11番です。譲渡人、譲受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり土居の農地1筆で、地目は田で、面積は1,018㎡です。

水稲を作付けする予定をしており、2,313,600円で売買をし、所有権の移転をする計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

申請番号10番と11番の所在地につきましては、18ページの右に地図がございます。土居長屋集落の西にある県道高台寺川北線沿いの農地です。

申請番号10番と11番は譲受人が同じなので、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の判断につきましては一緒に行いますが、事前にお配りしていますA3サイズの農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

以上、農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画調査書に記載してあるとおり、農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしていると考えます。

なお、現地につきましては、申請番号1番、2番は小松豊喜委員、小松光正委員、申請番号3番は野町亜理委員、大野實委員、申請番号4番から6番は西岡秀輝委員、中平秀一委員、申請番号7番、8番は大久保暢夫委員、小松昌平委員、申請番号9番から11番は福本隆憲委員、入交大輔委員に確認していただきました。

以上でございます。

議長 現地確認委員の報告を、申請番号1番、2番は小松光正委員、申請番号3番は大野實委員、申請番号4番から6番は中平秀一委員、申請番号7番、8番は小松昌平委員、申請番号9番から11番は入交大輔委員、お願いします。

小松光正推進委員 10月12日に長野さんと小松豊喜委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

大野推進委員 10月8日に長野君と野町亜理委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

中平推進委員 10月14日に弘井さんと西岡秀輝委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

小松昌平推進委員 10月13日に長野さんと大久保暢夫委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

入交推進委員 10月15日に長野さんと福本隆憲委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

議長 それでは、審議をお願いします。

(発言等なし)

議長 別になければ、採決いたします。議案第5号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定については原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 はい、全員賛成です。よって、議案第5号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定については原案どおり決定いたしました。

続きまして報告第6号、農地中間管理法第18条第7項の農用地利用配分計画について、事務局が説明をいたします。

事務局(長野) 議案書19ページになります。

報告第6号、農地中間管理法第18条第7項の農用地利用配分計画

について説明いたします。

貸付人、借受人は議案書に記載どおりで、申請地も記載どおり赤野乙の農地2筆、地目は田で、面積は全部で1,702㎡です。ナスを作付する予定をしており、貸借期間は約5年間で、賃借料は131,700円の条件で新規設定する計画です。このたび、9月17日付けで、高知県知事から賃借人が決定したことの通知が届きましたので、報告するものです。

以上でございます。

議長 ただいまの報告第6号について、質問、意見等がございましたらよろしく願いいたします。

(発言等なし)

議長 質問、意見等がないようでしたら、これは、報告案件ですので、了解いただきたいと思えます。

続きまして、議案第7号、安芸（安芸市）農業振興地域整備計画における農用地利用計画変更（案）についてを議題とし、事務局が説明いたします。

事務局（弘井） それでは議案第7号の説明をさせていただきます。議案書は20ページからになります。こちらは農業振興地域整備計画における農用地利用計画の変更について安芸市長から意見を求められたものになります。

まず、整理番号1番と2番ですが、隣接しており除外後の計画も同様ですので一括して説明いたします。申出人、申請地は議案書に記載のとおりです。所在地につきましては、23、24ページに地図を載せております。元気バス馬ノ丁のバス停から東に入ったところにある農地です。現地の写真をお配りしますのでご確認ください。変更後の用途及び変更の理由は、除外決定後、農地法第5条の申請を行い、自己住宅を建築する予定となっております。

次に農用地区域からの除外に係る基準についてですが、別紙のA3サイズの変更案件の除外理由書でご説明いたします。

必要性、規模の適当性、代替性ですが、除外後の転用事業者の現在の住宅が南国安芸道路整備により移転する必要が生じたため、現住宅の近隣地であるこの場所を選定したものです。必要性につきましては、具体的な転用計画もあり他用途への転換の必要性が認められます。規模の適当性につきましては土地利用計画図を確認し、事業面積が過大ではなく、規模の適当性が認められると判断しています。除外後の農地区分につきましてはその他農地（第2種農地）になると判断しています。理由は、甲種、第1種、第2種（オに規定するものに限る）、第3種のいずれの要件にも該当しない農地であるためです。

代替性につきましては、申請地は現住宅の近隣地であり、農用地区域外の土地をもって代えることが困難であると判断しています。

農業上の土地利用の支障につきましては、当該計画は農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないと判断しています。

農用地の利用の集積への支障につきましては、支障がないと判断しています。

農用地区域内の土地の保全または利用上必要な施設の有する機能の支障につきましては、生活排水は浄化槽で処理後、東側の市道側溝へ排水し、雨水は自然浸透及び東側の市道側溝へ排水する計画です。建物の玄関アプローチ及び駐車場はコンクリート舗装で、それ以外は砕石敷きとし、40cmの盛土を行います。農地との間には道路があり直接支障を及ぼすおそれがないと判断しています。

土地改良事業等につきましては、申請地は土地改良事業等を実施していません。

その他、中山間地域等直接支払制度に係る農用地区域及び多面的機能支払制度に係る農用地区域には該当していません。

次に、整理番号3番です。申出人、申請地は議案書に記載のとおりで、所在地は25ページに地図を載せております。穴内の大平新城集会所の東にある農地です。現地の写真をお配りしますのでご確認ください。こちらは、携帯電話無線基地局を設置するものです。

次に農用地区域からの除外に係る基準についてですが、別紙のA3サイズの変更案件の除外理由書でご説明いたします。

必要性、規模の適当性、代替性ですが、携帯電話無線基地局を設置するために転用する計画で、許可不要案件ですが、農用地のままでは適当でないため変更するものです。必要性につきましては、具体的な計画もあり他用途への転換の必要性が認められます。規模の適当性につきましては土地利用計画図を確認し、事業面積が過大ではなく、規模の適当性が認められると判断しています。除外後の農地区分につきましてはその他農地（第2種農地）になると判断しています。理由は、甲種、第1種、第2種（オに規定するものに限る）、第3種のいずれの要件にも該当しない農地であるためです。

代替性につきましては、農用地区域外の土地をもって代えることが困難であると判断しています。

農業上の土地利用の支障につきましては、当該計画は農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないと判断しています。

農用地の利用の集積への支障につきましては、支障がないと判断しています。

農用地区域内の土地の保全または利用上必要な施設の有する機能の支障につきましては、支障を及ぼすおそれがないと判断しています。

土地改良事業等につきましては、申請地は土地改良事業等を実施していません。

その他、中山間地域等直接支払制度に係る農用地区域及び多面的機能

能支払制度に係る農用区域には該当していません。

次に、整理番号4番です。申出人、申請地は議案書に記載のとおりで、所在地は26ページに地図を載せております。穴内の八丁集会所の東にある農地です。現地の写真をお配りしますのでご確認ください。変更後の用途及び変更の理由は、除外決定後、農地法第5条の申請を行い、安芸市消防団穴内分団屯所を建築する計画となっております。

次に農用区域からの除外に係る基準についてですが、別紙のA3サイズの変更案件の除外理由書でご説明いたします。

必要性、規模の適当性、代替性ですが、現在の穴内分団屯所が南海トラフ地震の津波被害を受ける恐れがあることから、移転先として、申請地を選定したものです。必要性につきましては、具体的な転用計画もあり他用途への転換の必要性が認められます。規模の適当性につきましては土地利用計画図を確認し、事業面積が過大ではなく、規模の適当性が認められると判断しています。除外後の農地区分につきましてはその他農地（第2種農地）になると判断しています。理由は、甲種、第1種、第2種（オに規定するものに限る）、第3種のいずれの要件にも該当しない農地であるためです。

代替性につきましては、当該土地は消防団屯所を建築する場所として適しており、農用区域外の土地をもって代えることが困難であると判断しています。

農業上の土地利用の支障につきましては、当該計画は農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないと判断しています。

農用地の利用の集積への支障につきましては、支障がないと判断しています。

農用区域内の土地の保全または利用上必要な施設の有する機能の支障につきましては、生活排水は浄化槽で処理後、市道側溝へパイプをつなぎ排水し、雨水は集水桝を複数設置し市道側溝へつないで排水する計画です。建物以外は全面アスファルト舗装とします。また、近隣農地の所有者から同意も取れており、支障を及ぼすおそれがないと判断しています。

土地改良事業等につきましては、申請地は土地改良事業等を実施していません。

その他、中山間地域等直接支払制度に係る農用区域には該当しませんが、多面的機能支払制度に係る農用区域には該当しています。

次に、整理番号5番です。申出人、申請地は議案書に記載のとおりで、所在地は27ページに地図を載せております。元気バス馬ノ丁のバス停から北に入ったところにある農地です。現地の写真をお配りしますのでご確認ください。変更後の用途及び変更の理由は、除外決定後、農地法第5条の申請を行い、農家住宅を建築する計画となっております。

次に農用区域からの除外に係る基準についてですが、別紙のA3サイズの変更案件の除外理由書でご説明いたします。

必要性、規模の適当性、代替性ですが、除外後の転用者の現在の住宅が南国安芸道路整備により移転の必要が生じたため、選定したものです。必要性につきましては、具体的な転用計画もあり他用途への転換の必要性が認められます。規模の適当性につきましては土地利用計画図を確認し、事業面積が過大ではなく、規模の適当性が認められると判断しています。除外後の農地区分につきましては、第1種農地になると判断しています。理由は、土地改良法による換地処分を行った農地であるためです。

代替性につきましては、当該土地は農家住宅を建築する場所として適しており、農用区域外の土地をもって代えることが困難であると判断しています。

農業上の土地利用の支障につきましては、当該計画は農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないと判断しています。

農用地の利用の集積への支障につきましては、支障がないと判断しています。

農用区域内の土地の保全または利用上必要な施設の有する機能の支障につきましては、生活排水は浄化槽で処理後、西側の市道側溝へ排水し、雨水は自然浸透及び西側の市道側溝へ排水する計画です。建物以外は碎石敷とし盛土も行わないため、近隣農地に直接支障を及ぼすおそれがないと判断しています。

土地改良事業等につきましては、申請地は平成2年3月21日に土地改良法による換地処分を実施しております。

その他、中山間地域等直接支払制度に係る農用区域及び多面的機能支払制度に係る農用区域には該当していません。

次に、整理番号6番です。申出人、申請地は議案書に記載のとおりで、所在地は28ページに地図を載せております。穴内六丁集落にある農地です。現地の写真をお配りしますのでご確認ください。変更後の用途及び変更の理由は、除外決定後、農地法第5条の申請を行い、農舎及び駐車場用地として整備する計画となっております。

次に農用区域からの除外に係る基準についてですが、別紙のA3サイズの変更案件の除外理由書でご説明いたします。

必要性、規模の適当性、代替性ですが、除外後の転用者は現在、住宅敷地内の一部を駐車スペースとして利用しているが、手狭で駐車場や資材置場が不足している。そのため、隣接地である当該土地を選定したものです。必要性につきましては、具体的な転用計画もあり他用途への転換の必要性が認められます。規模の適当性につきましては土地利用計画図を確認し、事業面積が過大ではなく、規模の適当性が認められると判断しています。除外後の農地区分につきましては、第1

種農地になると判断しています。理由は、土地改良法による換地処分を行った農地であるためです。

代替性につきましては、農家住宅を広げる場所として適しており、農用地区域外の土地をもって代えることが困難であると判断しています。

農業上の土地利用の支障につきましては、当該計画は農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないと判断しています。

農用地の利用の集積への支障につきましては、支障がないと判断しています。

農用地区域内の土地の保全または利用上必要な施設の有する機能の支障につきましては、生活排水が生じる施設の設置はなく、雨水は南側の市道側溝へ排水する計画です。農舎以外は砂利敷とし盛土も行わないため、近隣農地に直接支障を及ぼすおそれがないと判断しています。

土地改良事業等につきましては、申請地は昭和51年7月27日に土地改良法による換地処分を実施しております。

その他、中山間地域等直接支払制度に係る農用地区域及び多面的機能支払制度に係る農用地区域には該当していません。

次に、整理番号7番です。申出人、申請地は議案書に記載のとおりで、所在地は29ページに地図を載せております。妙見山星神社登山道の途中にある農地です。現地の写真をお配りしますのでご確認ください。変更後の用途及び変更の理由は、除外決定後、農地法第4条及び第5条の申請を行い、墓地等を建設する計画となっております。

次に農用地区域からの除外に係る基準についてですが、別紙のA3サイズの変更案件の除外理由書でご説明いたします。

必要性、規模の適当性、代替性ですが、除外後の転用事業者らは高齢等により自宅から遠方の墓地は不便であることから、自宅から近く、参拝や管理に便利な当該申請地を選定したものです。必要性につきましては、具体的な転用計画もあり他用途への転換の必要性が認められます。規模の適当性につきましては土地利用計画図を確認し、事業面積が過大ではなく、規模の適当性が認められると判断しています。除外後の農地区分につきましてはその他農地（第2種農地）になると判断しています。理由は、甲種、第1種、第2種（オに規定するものに限る）、第3種のいずれの要件にも該当しない農地であるためです。

代替性につきましては、当該土地は墓地を建設する場所として適しており、農用地区域外の土地をもって代えることが困難であると判断しています。

農業上の土地利用の支障につきましては、当該計画は農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないと判断しています。

農用地の利用の集積への支障につきましては、支障がないと判断し

ています。

農用地区域内の土地の保全または利用上必要な施設の有する機能の支障につきましては、雨水は南側の道路側溝へ流入させる計画です。また、盛土等を行わないため、近隣に支障を及ぼすおそれがないと判断しています。

土地改良事業等につきましては、申請地は土地改良事業等を実施していません。

その他、中山間地域等直接支払制度に係る農用地区域及び多面的機能支払制度に係る農用地区域には該当していません。

次に、整理番号8番です。申出人、申請地は議案書に記載のとおりで、所在地は30ページに地図を載せております。赤野の叶岡集会所の北にある農地です。現地の写真をお配りしますのでご確認ください。変更後の用途及び変更の理由は、除外決定後、農地法第5条の申請を行い、津波避難困難区域の避難場所用地として転用する計画となっております。

次に農用地区域からの除外に係る基準についてですが、別紙のA3サイズの変更案件の除外理由書でご説明いたします。

必要性、規模の適当性、代替性ですが、現在の避難場所は一部が浸水区域であることが判明したため、新たに整備することが必要となり、申請地を選定したものです。必要性につきましては、具体的な転用計画もあり他用途への転換の必要性が認められます。規模の適当性につきましては土地利用計画図を確認し、事業面積が過大ではなく、規模の適当性が認められると判断しています。除外後の農地区分につきましてはその他農地（第2種農地）になると判断しています。理由は、甲種、第1種、第2種（オに規定するものに限る）、第3種のいずれの要件にも該当しない農地であるためです。

代替性につきましては、当該土地は避難場所を整備する場所として適しており、農用地区域外の土地をもって代えることが困難であると判断しています。

農業上の土地利用の支障につきましては、当該計画は農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないと判断しています。

農用地の利用の集積への支障につきましては、支障がないと判断しています。

農用地区域内の土地の保全または利用上必要な施設の有する機能の支障につきましては、雨水は周囲に水路を設置し、南西の集水樹に集水し、コルゲート管から南側水路に接続し排水する計画です。管理道はコンクリート舗装、それ以外は碎石敷とする。盛土等を行わないため、支障を及ぼすおそれがないと判断しています。

土地改良事業等につきましては、申請地は土地改良事業等を実施していません。

その他、中山間地域等直接支払制度に係る農用区域には該当しませんが、多面的機能支払制度に係る農用区域には該当しています。

次に、整理番号9番です。申出人、申請地は議案書に記載のとおりで、所在地は31ページに地図を載せております。赤野地区の北側、芸西村との境の近く中にある農地です。現地の写真をお配りしますのでご確認ください。変更後の用途及び変更の理由は、現況が非農地化しているため、非農地判断を申し出る計画となっております。

次に農用区域からの除外に係る基準についてですが、別紙のA3サイズの変更案件の除外理由書でご説明いたします。

必要性、規模の適当性、代替性ですが、現況が山林化している農地であり、農業生産基盤整備事業の実施等により農業上の土地利用を進める具体的な見通しが無いもので、他用途への転換の必要性があります。また、当該計画による面積は適当であり、農用区域外の土地をもって代えることが困難であると判断しています。

農業上の土地利用の支障につきましては、当該計画は農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないと判断しています。

農用地の利用の集積への支障につきましては、支障がないと判断しています。

農用区域内の土地の保全または利用上必要な施設の有する機能の支障につきましては、現地の状況から支障を及ぼすおそれがないと判断しています。

土地改良事業等につきましては、申請地は土地改良事業等を実施していません。

その他、中山間地域等直接支払制度に係る農用区域及び多面的機能支払制度に係る農用区域には該当していません。

次に、整理番号10番です。申出人、申請地は議案書に記載のとおりで、所在地は32ページに地図を載せております。東赤野大橋を南東にいったところにある農地です。現地の写真をお配りしますのでご確認ください。変更後の用途及び変更の理由は、除外決定後、農地法第4条の申請を行い、墓地を建設する計画となっております。

次に農用区域からの除外に係る基準についてですが、別紙のA3サイズの変更案件の除外理由書でご説明いたします。

必要性、規模の適当性、代替性ですが、現在の墓地が遠方で管理が行き届かないため、管理しやすい当該申請地を選定したものです。必要性につきましては、具体的な転用計画もあり他用途への転換の必要性が認められます。規模の適当性につきましては土地利用計画図を確認し、事業面積が過大ではなく、規模の適当性が認められると判断しています。除外後の農地区分につきましてはその他農地（第2種農地）になると判断しています。理由は、甲種、第1種、第2種（オに規定するものに限る）、第3種のいずれの要件にも該当しない農地で

あるためです。

代替性につきましては、当該土地は墓地を建設する場所として適しており、農用地区域外の土地をもって代えることが困難であると判断しています。

農業上の土地利用の支障につきましては、当該計画は農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないと判断しています。

農用地の利用の集積への支障につきましては、支障がないと判断しています。

農用地区域内の土地の保全または利用上必要な施設の有する機能の支障につきましては、雨水は自然浸透により処理する計画です。また、周囲は申請人所有の農地であり、支障を及ぼすおそれがないと判断しています。

土地改良事業等につきましては、申請地は土地改良事業等を実施していません。

その他、中山間地域等直接支払制度に係る農用地区域及び多面的機能支払制度に係る農用地区域には該当していません。

次の整理番号 1 1 番と 1 2 番ですが、隣接しており除外後の計画も同様ですので一括して説明いたします。申出人、申請地は議案書に記載のとおりです。所在地につきましては、33、34 ページに地図を載せております。穴内の大平新城集会所の東にある農地です。現地の写真をお配りしますのでご確認ください。変更後の用途及び変更の理由は、除外決定後、農地法第 4 条及び第 5 条の申請を行い、農業用倉庫 2 棟を建築する予定となっております。

次に農用地区域からの除外に係る基準についてですが、別紙の A 3 サイズの変更案件の除外理由書でご説明いたします。

必要性、規模の適当性、代替性ですが、整理番号 1 1 番の土地に建っている倉庫が安芸市道整備により解体することとなったため再度建築することとしたが、整理番号 1 2 号の土地にも倉庫が一部かかることになった。また、1 2 号の中央部にも新たに倉庫を建築することとしたものです。必要性につきましては、具体的な転用計画もあり他用途への転換の必要性が認められます。規模の適当性につきましては土地利用計画図を確認し、事業面積が過大ではなく、規模の適当性が認められると判断しています。除外後の農地区分につきましてはその他農地（第 2 種農地）になると判断しています。理由は、甲種、第 1 種、第 2 種（オに規定するものに限る）、第 3 種のいずれの要件にも該当しない農地であるためです。

代替性につきましては、農業用倉庫を建築する場所として適しており、農用地区域外の土地をもって代えることが困難であると判断しています。

農業上の土地利用の支障につきましては、当該計画は農業上の効率

的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないと判断しています。

農用地の利用の集積への支障につきましては、支障がないと判断しています。

農用地区域内の土地の保全または利用上必要な施設の有する機能の支障につきましては、雨水は新設される西側排水路に排水する計画です。倉庫以外の部分はコンクリート敷きとし、盛土等の造成工事は行わないことから支障を及ぼすおそれがないと判断しています。

土地改良事業等につきましては、申請地は土地改良事業等を実施していません。

その他、中山間地域等直接支払制度に係る農用地区域及び多面的機能支払制度に係る農用地区域には該当していません。

以上でございます。

議長 それでは、審議をお願いします。

事務局長 補足させていただきます。整理番号4番と8番は安芸市が実施する事業であります。それぞれ、担当課である消防本部、危機管理課の職員が説明に対応するために出席しておりますので、質問のある方はよろしくをお願いします。

2番野町委員 整理番号4番ですが、どれぐらいの面積の建物が建ちますか。

消防本部（陰山） 建物としては70から80㎡くらいですが、招集された消防団員の車を止める駐車場として一定のスペースが必要となるのでこの除外面積になりました。

2番野町委員 分かりました。次に整理番号8番ですが、避難場所を新たに設置するという事で国道等に避難場所への案内の看板等を設置するのでしょうか。

危機管理課（寺岡） 現在の避難場所は叶岡集会所であり、今回の除外地のすぐ南に隣接しているので国道にある看板は変更する予定はありません。

2番野町委員 この避難所については地域の方だけでなく、国道を通過している方なども利用する可能性があるのでは、誘導看板の設置を今後、検討してもらいたいです。

危機管理課（寺岡） 分かりました。来年度に、ごめんなはり線の赤野駅の隣に津波避難タワーが建築される予定になっておりますので、国道周辺なので目に付くようになると思います。

2番野町委員 分かりました。整理番号9番ですが、昨年度より、申出者より非農地証明の申出があり、私達、赤野の農業委員、推進委員が現地へ何度か確認にも行きましたが、その経緯について事務局に説明をお願いしたいです。

事務局（弘井） 前々回の農振計画の変更の審議の際に非農地証明ができないということで申し出を取り下げただいたものです。今回、本人より、どうしても除外の申出をしたいということで受付をしました。昨年定例会で何度か協議をしましたが、非農地証明は発行できないので、非

農地判断を実施する方向で検討をしていくことが決定されていますので、その方向で非農地判断を行っていく予定です。

議長 他に意見等はありませんか。

(発言等なし)

議長 他になければ、採決いたします。議案第7号、安芸(安芸市)農業振興地域整備計画における農用地利用計画変更(案)については、原案どおり認め、答申することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 はい、全員賛成です。よって、議案第7号、安芸(安芸市)農業振興地域整備計画における農用地利用計画変更(案)については、原案どおり認め、答申することに決定いたしました。

続きまして、議案第8号、安芸市が定める「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の変更についてを議題とし、事務局が説明いたします。

事務局(長野) 35ページになります。議案第8号、安芸市が定める「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の変更についてです。「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」につきましては認定農業者の基準や毎月の定例会で審査されている農用地利用集積計画の利用権の設定等の基準等を定めているものです。

今回、その変更を行うために、農業経営基盤強化促進法施行規則第2条の規定により安芸市長から農業委員会の方に意見を求められましたので審議を行うものです。

事前に資料を送っていると思いますが、「安芸市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の見直しについて」のA4の1枚の紙、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想(案)」、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想について 新旧対照表」の冊子の書類がありますでしょうか。

詳細につきましては、農林課の岡村補佐に来ていただいておりますので、説明をお願いしたいと思います。

農林課(岡村) 農林課の岡村です。それでは説明をさせていただきます。資料は「安芸市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の見直しについて」と新旧対照表を使って説明させていただきます。

基本構想とは、農業経営基盤強化促進法第6条に基づいて、県が作成する農業経営基盤強化促進基本方針に即して市が定めるもので、地域において育成すべき効率的で安定的な農業経営の指標や、農業経営者に対する農用地の利用集積目標、経営改善を図ろうとする農業経営者への支援などについて総合的に定める計画です。今回の変更につきましては、令和2年3月31日付けで農業経営基盤強化促進法の基本要綱が改正されたことにより、高知県において令和3年3月31日に「農業経営基盤強化の促進に関する基本方針」の変更が行われました。

これを受け、安芸市においても、望ましい農業構造の実現に向けた農業の構造改革を推進するため、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想」の見直しを行うものです。

主な見直しについては、第1、農業経営基盤強化の促進に関する目標では、統計データ等の時点修正、新規就農者の確保・育成目標を年間19人に変更、第2、農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標では地域営農モデルの見直しを行い、第2の2、農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標では経営モデルの見直しを行いました。第3、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の集積目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項では、農用地の利用集積の目標をおおむね57%に変更しました。その他、法改正で廃止された事業の削除及び項目の整理を行いました。

主な改正点は以上になります。説明を終わります。

議長 それでは、審議をお願いします。

2 番野町委員 今回の改正によって、農業委員会として留意していく必要があることがあったら、教えてください。

農林課（岡村） 方向性を示しているものであって、特にないのではないかと思います。

事務局長 今回の改正については、県振興センター、農協等農業関係機関で構成される安芸市担い手支援協議会幹事会で協議されておりまして、現状に即した内容となっており、集積目標も十分に達成できる程度なので、特別、農業委員会として留意することはないのではないかと考えます。

議長 他に意見等はありませんか。

（発言等なし）

議長 他になければ、採決いたします。議案第8号、安芸市が定める「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の変更については、原案どおり認め、異議がないと回答することに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手多数）

議長 はい、賛成多数です。よって、議案第8号、安芸市が定める「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の変更については、原案どおり認め、異議がないと回答することに決定いたしました。

以上で、議案審議は終了いたしました。

それでは、その他の件について、事務局から説明いたします。

事務局（長野） 来月の定例会は11月25日の木曜日の午後1時30分より行いますので、出席をお願いします。農業者年金研修会も定例会議事終了後、

実施しますので、引き続き参加をお願いします。農協のふれあい祭が今年も中止になりますので、農事相談は実施しません。

また、今回、農業振興地域整備計画の変更について審議いただきましたが、前回の計画変更について県との協議が難航しているため、今後の除外手続きが遅れていくようになります。

安芸市において、農振の全体見直しを行いますので、来年2月末で除外等の申出を一旦中止するようになります。2年くらいは除外ができないので、問い合わせがあったら教えてあげてください。

事務局（弘井）委員の活動報告について、まだ提出していない方は提出をお願いします。

議長 以上で本日の定例会日程はすべて終了しました。